

竹内総合会計事務所通信

7月号



トピックス

7/7に生命保険の被保険者が死亡した後に遺族が年金形式で受け取る保険金の権利について、相続税を課税した後に、毎年、年金を受け取るたびに所得税も課していたことについて、最高裁で「所得税の課税対象とはならない」との判決が下されました。

過去5年分の所得税は減額更正する形で対処するとの財務相の陳述がありますが、まだ正式発表されたものではありません。

今後、詳細がわかり次第、紙面他でご連絡いたします。

欄外コーナー 所員紹介

衣川 晴彦

誕生日:3月20日

趣味:スキー ゴルフ 映画鑑賞

好きな本:夏目漱石「吾輩は猫である」

中小企業白書について

弊社のお客様はすべて中小企業です。弊社の経営理念では、「中小企業経営者のプレーン」となること、「中小企業の発展に貢献すること」と明文化しております。その中小企業の現況・市場について統計から調査分析しているのが、中小企業白書です。

中小企業白書は、中小企業基本法に基づく年次報告書であり、約3万部と発行部数が最も多い法定白書です。中小企業庁がとりまとめて報告し、毎年4月に閣議決定されて発表となります。内容はかなり濃く、興味深い統計グラフや企業事例、中小企業向けの国の施策が載っています。ちなみに手元にある2009年度版を見ますとA4サイズ、全ページカラー、405ページ、定価2,190円(別)です。高いし、重いし、かさばりますが、その価値はあるのではないのでしょうか。すべてカラーの上、グラフや図も多く、小見出しなども理解しやすくつづられています。様々な統計データから、業績の良い会社の特徴や問題のある会社の特徴が載っており、経営改善へのヒント・提言も書かれています。

白書の全ての内容がみなさんの会社に関係のあることではないとは思いますが、これからの経営に役立つヒントがあるのではないのでしょうか。ちなみに2009年度版までは弊社にご覧いただけますので、ご覧になりたい方はお越し下さい。(Webでも見れます)

2010年度版白書の概要と要点については、来月の事務所通信に掲載します。(柳沢)

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します!



消費税の節税(個人事業者編)

消費税法では新しく事業を始めた場合、1期目と2期目は消費税の納税義務がありません。納税義務の判定が2期前の売上で判定されるので、事業開始2期までは2期前の売上が存在しないためです。

これは法人でも個人事業者でもほぼ同じです。(法人の場合、基準期間の考え方が個人と異なる他、基準期間のない課税期間で年度開始日の資本金額が1,000万以上の場合、その他一定の要件により課税事業者となる場合があります)

さて個人事業として商売をされていた方が亡くなられて、その子供が相続により事業を継がれた場合はどうなるのでしょうか。

この場合は相続をした子供が亡くなられた方の納税義務を引き継ぎます。子供がたとえ免税事業者であったとしても、親が消費税の納税義務者であれば、相続のあった日から子供も納税義務者となります。

上記に対し、今まで事業をしていなかった子供が親から亡くなられる前に事業を譲渡された場合は新しく事業を始めたこととなります。その為、一定の場合を除き、2期目までは納税義務がありません。

引継ぎ方により消費税の納税の有無が変わるというのも変な話ですね。(山崎)

